

発議第 1 号

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び読谷村議会会議規則（昭和 62 年読谷村議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 7 年 1 月 29 日提出

読谷村議会議長 伊 波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神 谷 嘉 栄

読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成29年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170を、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の170を、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の読谷村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。